

「富山県中山間地域創生総合戦略」の改訂について（案）

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例第 6 条第 5 項の規定による総合戦略の変更（改訂）

《改訂のポイント》

（1）中山間地域の追加

棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に、新たに「入善町舟見地域」が国より指定（R3.6月公示）されたことに伴う中山間地域の追加

（2）新過疎法施行に伴う過疎地域の定義の見直し

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和 2 年度末に失効し、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定（令和 3 年 4 月 1 日施行）されたことに伴い、「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」の過疎地域の定義を見直したもの

※富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例抜粋

（定 義）

第 2 条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 7 条第 1 項の規定により振興山村として指定された区域
- (2) 半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により半島振興対策実施区域として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- (5) 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定により指定棚田地域として指定された区域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域

（3）新型コロナウイルス感染拡大による中山間地域等を取り巻く環境の変化や新たな課題への対応についての記載を追加

第 2 章 中山間地域を取り巻く新たな潮流

⑥ 新たな課題とビヨンドコロナを見据えた取組み

→富山県成長戦略中間とりまとめを踏まえた施策の検討や、デジタル技術を活用した地域課題解決等について記載

（4）その他

統計データの時点修正等